

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月13日

【四半期会計期間】 第89期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03（3475）1111（大代表）

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03（3475）1111（大代表）

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
（愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号）
株式会社大京大阪支店
（大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第3四半期 連結累計期間	第89期 第3四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
営業収入 (百万円)	187,311	210,130	298,588
経常利益 (百万円)	6,876	11,205	19,240
四半期(当期)純利益 (百万円)	8,651	7,916	21,787
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,533	7,922	21,739
純資産額 (百万円)	104,423	123,641	117,629
総資産額 (百万円)	305,786	274,796	290,261
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.57	17.91	47.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.16	9.30	25.59
自己資本比率 (%)	34.1	45.0	40.5

回次	第88期 第3四半期 連結会計期間	第89期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	1.23	1.36

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。

3 従来、営業外収益に計上しておりました「ローン事務手数料」は、第89期第1四半期連結会計期間より「営業収入」に計上する方法に変更したため、第88期第3四半期連結累計期間および第88期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について当該表示方法の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、平成24年4月11日付で当社の連結子会社である(株)大京アステージが(株)グランドアメニティの株式を取得したことにより、(株)グランドアメニティは当社の連結子会社となりました。同社は不動産管理事業を行っております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収入が2,101億30百万円（前年同期比228億19百万円増、12.2%増）、営業利益は127億68百万円（同37億11百万円増、41.0%増）、経常利益は112億5百万円（同43億29百万円増、63.0%増）、四半期純利益は79億16百万円（同7億34百万円減、8.5%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおります。

（セグメント別業績）

区分	前第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）		当第3四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）		増減	
	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）
不動産開発事業	93,049	5,427	107,336	8,543	14,286	3,116
不動産管理事業	79,157	5,460	87,778	5,479	8,620	18
不動産流通事業	13,466	495	16,088	357	2,621	852
その他	3,009	329	-	-	3,009	329
調整額（消去又は全社）	1,371	1,664	1,071	1,611	299	52
合計	187,311	9,056	210,130	12,768	22,819	3,711

不動産開発事業

主力のマンション販売において、前年同期に比べて竣工棟数および引渡戸数が増加したことから、売上戸数は2,763戸（前年同期比465戸増）、売上高は1,037億50百万円（同152億94百万円増）となり、不動産開発事業の営業収入は1,073億36百万円（同142億86百万円増）、営業利益は85億43百万円（同31億16百万円増）となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末におけるマンション既契約残高は1,839戸、784億63百万円（前年同期末比1,301戸減、465億92百万円減）となりました。

営業収入内訳

区分	前第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）	増減
不動産販売（百万円）	91,608	105,195	13,587
その他（百万円）	1,441	2,140	699
合計（百万円）	93,049	107,336	14,286

不動産販売の状況

区分		前第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）		当第3四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）		増減	
		戸数	金額 （百万円）	戸数	金額 （百万円）	戸数	金額 （百万円）
契約実績	マンション	2,635戸	101,967	2,324戸	90,268	311戸	11,698
	戸建	4戸	291	5戸	360	1戸	68
	その他	-	2,999	-	1,154	-	1,845
	合計	2,639戸	105,258	2,329戸	91,783	310戸	13,475
売上実績	マンション	2,298戸	88,455	2,763戸	103,750	465戸	15,294
	戸建	2戸	153	4戸	291	2戸	138
	その他	-	2,999	-	1,154	-	1,845
	合計	2,300戸	91,608	2,767戸	105,195	467戸	13,587
契約残高	マンション	3,140戸	125,056	1,839戸	78,463	1,301戸	46,592
	戸建	2戸	138	1戸	68	1戸	69
	その他	-	-	-	-	-	-
	合計	3,142戸	125,194	1,840戸	78,532	1,302戸	46,662

（注）契約残高は四半期連結会計期間末の残高であります。

不動産管理事業

管理受託収入は、(株)グランドアメニティを連結子会社化したことなどにより、526億9百万円（前年同期比45億90百万円増）となりました。また、請負工事収入は、マンションの計画修繕工事および小規模な修繕工事が増加したことなどにより、310億86百万円（同29億64百万円増）となりました。これらの結果、不動産管理事業の営業収入は877億78百万円（同86億20百万円増）、営業利益は54億79百万円（同18百万円増）となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末におけるマンション管理受託戸数は440,740戸（前年同期末比37,264戸増）、請負工事受注残高は179億91百万円（同6億65百万円減）となりました。

営業収入内訳

区分	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	増減
管理受託 (百万円)	48,018	52,609	4,590
請負工事 (百万円)	28,122	31,086	2,964
その他 (百万円)	3,016	4,081	1,064
合計 (百万円)	79,157	87,778	8,620

マンション管理受託戸数

区分	前第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	増減
マンション管理受託戸数	403,476戸	440,740戸	37,264戸

請負工事の状況

区分	前第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	増減
受注残高 (百万円)	18,656	17,991	665

不動産流通事業

売上戸数の増加により不動産販売収入が78億98百万円（前年同期比28億75百万円増）となったことなどから、不動産流通事業の営業収入は160億88百万円（同26億21百万円増）、営業利益は3億57百万円（同8億52百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)		増減	
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
売買仲介 (百万円)		4,703		4,645		58
不動産販売 (百万円)		5,022		7,898		2,875
賃貸管理等 (百万円)		3,402		3,193		208
その他 (百万円)		338		351		12
合計 (百万円)		13,466		16,088		2,621

売買仲介取扱実績

区分	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)		増減	
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
取扱件数		3,525件		3,912件		387件
取扱高 (百万円)		108,898		132,221		23,322

不動産販売の状況

区分	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)		増減		
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
	売上実績	マンション	190戸	3,354	398戸	7,637	208戸
その他		-	1,668	-	260	-	1,407
合計		190戸	5,022	398戸	7,898	208戸	2,875

(2) 財政状態の分析

総資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、2,747億96百万円（前期末比154億64百万円減）となりました。これは、有価証券が64億45百万円増加した一方、たな卸不動産が216億77百万円減少したことなどによるものであります。

負債

当第3四半期連結会計期間末の負債は、1,511億55百万円（前期末比214億76百万円減）となりました。これは、有利子負債が86億78百万円、支払手形及び買掛金が82億44百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、1,236億41百万円（前期末比60億12百万円増）となりました。これは、普通株式および優先株式に係る配当金19億29百万円の支払いを行った一方、四半期純利益の計上により、利益剰余金が59億86百万円増加したことなどによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は45.0%（同4.5ポイント増）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000
第8種優先株式	23,600,000
計	1,241,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	445,337,738	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容 に制限のない、基準と なる株式 (注)3~4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	同左		(注)2~6、8~10
第2種優先株式 (注)1	11,250,000	同左		
第4種優先株式 (注)1	18,750,000	同左		
第7種優先株式 (注)1	25,000,000	同左		
第8種優先株式 (注)1	23,598,144	同左		
計	533,935,882	同左		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 各優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、各優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数が変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)10に記載のとおりであります。また、各優先株式について、当社の決定による当該優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。

4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 各優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と各優先株式の所有者との間に取決めはありません。

- 6 各優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権はありません。
ただし、第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとしております。
- 7 「提出日現在発行数」には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数、ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 8 第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。
- 9 各優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位としております。
- 10 第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の内容は、次のとおりであります。

第1種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。
 - (ロ) 優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、 $400円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.75\%)$ とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - (ハ) 期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
 - (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (ホ) 非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。
 - (ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (4) 取得請求権
 - (イ) 取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
 - (ロ) 条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
 - (a) 当初転換価額 444.0円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が351.6円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式において同じ。))が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。))。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第2種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第2種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下、「第2種優先配当金」という。）を行う。

(ロ) 優先配当金の額 第2種優先配当金の額は、400円×（日本円TIBOR + 1.75%）とする。第2種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。

「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日（以下、「第2種優先配当算出基準日」という。）現在における日本円リファレンス・レート（1年物）として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第2種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第2種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第2種優先配当算出基準日とする。第2種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 期末配当において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先配当金を超えて配当は行わない。

- (へ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき400円を支払う。第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第2種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第2種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第2種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第2種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が63.3円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。))。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されおらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第2種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が取得請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第2種優先株主に対し、当該第2種優先株式を取得するのと引換えに第2種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が69.8円を下回るときは、第2種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第4種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第4種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第4種優先配当金」という。）を行う。

- (ロ)優先配当金の額 第4種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第4種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第4種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
- 平成24年3月末日に終了する事業年度に関する配当まで：第4種優先配当金 = 400円 × 2.00%
- 平成25年3月末日に終了する事業年度に関する配当から：第4種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR + 1.75%)
- 「日本円TIBOR」とは、平成24年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第4種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第4種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第4種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第4種優先配当算出基準日とする。第4種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (ハ)期末配当以外の配当の額 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
- (ニ)非累積条項 ある事業年度において第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ)非参加条項 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、第4種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ヘ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第4種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 社の残余財産を分配するときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき400円を支払う。第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 社は、法令に定める場合を除き、第4種優先株式について株式の併合または分割は行わない。社は、第4種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第4種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年10月1日から平成41年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第4種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第4種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成22年10月1日から平成41年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が55.4円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第4種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- $$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
- 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第4種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4種優先株主が取得請求のために提出した第4種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第4種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第4種優先株主に対し、当該第4種優先株式を取得するのと引換えに第4種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が61.1円を下回るときは、第4種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第7種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第7種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第7種優先株式1株当たり40円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第7種優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 優先配当金の額 第7種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。
- $$\text{第7種優先配当金} = 400\text{円} \times (\text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 2.00\%)$$
- 「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第7種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第7種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第7種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、400円(以下「第7種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第7種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第7種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第7種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付するものとする。

(イ)取得と引換えに交付する普通株式数

第7種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ)当初取得価額 取得価額は、当初、101円とする。

(ハ)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が101円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が80.8円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(ニ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(ニ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかるとして調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第7種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第7種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第7種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第8種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第8種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第8種優先株式1株当たり40円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第8種優先配当金」という。)を支払う。

(ロ) 優先配当金の額 第8種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。

$$\text{第8種優先配当金} = 400\text{円} \times (\text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 2.00\%)$$

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第8種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第8種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第8種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第8種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、第8種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株につき、400円(以下「第8種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して第8種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者は、第8種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第8種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第8種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(4) 取得請求権 第8種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第8種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第8種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第8種優先株主に対して交付するものとする。

(イ) 取得と引換えに交付する普通株式数

第8種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式数に400円を乗じた額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ) 当初取得価額 取得価額は、当初、64円とする。

(八)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が64円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が51.2円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(二)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(二)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第8種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第8種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第8種優先株式を取得するのと引換えに、取得する第8種優先株式の総数に400円を乗じた額の金銭総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第8種優先株主に対して交付するものとする。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第8種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日	-	533,935,882	-	41,171	-	33,462

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成24年9月30日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1種優先株式 10,000,000 第2種優先株式 11,250,000 第4種優先株式 18,750,000 第7種優先株式 25,000,000 第8種優先株式 23,598,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	
議決権制限株式（その他）	-	-	
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 3,388,000	-	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 440,006,000	440,006	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
単元未満株式	普通株式 1,943,738 第8種優先株式 144	-	
発行済株式総数	533,935,882	-	
総株主の議決権	-	440,006	

- (注) 1 「完全議決権株式（その他）」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が16,000株（議決権16個）含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式507株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。
- 3 平成24年12月31日現在においては、「完全議決権株式（自己株式等）」の自己保有株式は、単元未満株式の買取りおよび売渡しにより6,349株増加し、単元未満株式を含めて3,394,856株となっております。

【自己株式等】

（平成24年9月30日現在）

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,388,000	-	3,388,000	0.63
計		3,388,000	-	3,388,000	0.63

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
常務執行役 (事業統括部、グループ営業推進部、業務推進部、開発事業部、広島支店、九州支店、沖縄支店管掌)	常務執行役 (事業統括部、グループ営業推進部、営業管理部、業務推進部、開発事業部、広島支店、九州支店、沖縄支店管掌)	落合 英治	平成24年12月 1 日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,679	93,716
受取手形及び売掛金	11,015	9,308 ³
有価証券	3,054	9,500
販売用不動産	20,843	14,627
仕掛販売用不動産	89,656	76,592
開発用不動産	19,912	17,515
その他のたな卸資産	1,391	2,623
繰延税金資産	6,239	4,637
その他	8,139	7,176
貸倒引当金	38	12
流動資産合計	257,895	235,684
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,515	5,963
減価償却累計額	3,208	3,261
建物及び構築物(純額)	2,307	2,701
土地	9,329	12,887
その他	1,240	1,197
減価償却累計額	726	746
その他(純額)	514	450
有形固定資産合計	12,151	16,039
無形固定資産		
のれん	11,166 ²	11,986 ²
その他	1,352	3,493
無形固定資産合計	12,519	15,479
投資その他の資産		
投資有価証券	1,444	1,426
繰延税金資産	462	456
その他	6,056	5,991
貸倒引当金	267	280
投資その他の資産合計	7,695	7,592
固定資産合計	32,366	39,111
資産合計	290,261	274,796

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 40,599	3 32,355
短期借入金	24,121	26,245
コマーシャル・ペーパー	500	1,500
1年内償還予定の社債	10,000	5,000
未払法人税等	1,097	958
前受金	14,937	13,103
賞与引当金	1,561	1,222
役員賞与引当金	36	46
その他	12,895	9,841
流動負債合計	105,750	90,273
固定負債		
社債	-	7,000
長期借入金	56,298	42,522
繰延税金負債	0	641
退職給付引当金	3,863	4,220
役員退職慰労引当金	228	218
その他	6,491	6,278
固定負債合計	66,881	60,882
負債合計	172,632	151,155
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金	38,098	38,098
利益剰余金	39,580	45,567
自己株式	1,310	1,312
株主資本合計	117,540	123,524
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	126	136
為替換算調整勘定	37	43
その他の包括利益累計額合計	88	93
少数株主持分	-	23
純資産合計	117,629	123,641
負債純資産合計	290,261	274,796

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
営業収入	187,311	210,130
営業原価	160,624	177,810
売上総利益	26,687	32,320
販売費及び一般管理費	17,630	19,552
営業利益	9,056	12,768
営業外収益		
受取利息	26	62
受取配当金	17	21
違約金収入	81	90
その他	298	226
営業外収益合計	423	401
営業外費用		
支払利息	1,861	1,096
借入手数料	290	502
その他	452	364
営業外費用合計	2,604	1,963
経常利益	6,876	11,205
特別利益		
固定資産売却益	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
固定資産除却損	90	60
投資有価証券評価損	3	34
その他	0	2
特別損失合計	94	97
税金等調整前四半期純利益	6,784	11,107
法人税、住民税及び事業税	1,030	1,464
法人税等調整額	2,897	1,725
法人税等合計	1,866	3,189
少数株主損益調整前四半期純利益	8,651	7,918
少数株主利益	-	1
四半期純利益	8,651	7,916

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,651	7,918
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	113	9
為替換算調整勘定	4	5
その他の包括利益合計	117	4
四半期包括利益	8,533	7,922
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,533	7,920
少数株主に係る四半期包括利益	-	1

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した(株)グランドアメニティを連結の範囲に含めております。
また、第2四半期連結会計期間より、(株)関西メンテナンス滋賀は、当社の連結子会社であるオリックス・ファシリテーズ(株)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(表示方法の変更)

従来、「ローン事務手数料」は営業外収益に計上しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「営業収入」に計上する方法に変更いたしました。この変更は、当該収益が当社の事業活動の成果であり損益区分をより適切に表示するために行ったものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、営業外収益の「ローン事務手数料」に表示していた98百万円は、「営業収入」として組み替えております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	42,464	17,510

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	百万円	百万円
のれん	11,697	12,487
負ののれん	530	501
差引	11,166	11,986

3 四半期連結会計期間末日満期手形の処理

四半期連結会計期間末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	百万円	百万円
受取手形	-	8
支払手形	3,084	1,862

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
	百万円	百万円
減価償却費	467	624
のれんの償却額	620	691

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月11日 取締役会	第1種優先株式	利益剰余金	93	9.328	平成23年3月31日	平成23年6月3日
	第2種優先株式		104			
	第4種優先株式		150	8.00		
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,104	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月22日
	第1種優先株式		88	8.88		
	第2種優先株式		99			
	第4種優先株式		150	8.00		
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	92,824	78,480	13,432	2,574	-	187,311
セグメント間の内部売上高 又は振替高	224	677	34	434	1,371	-
計	93,049	79,157	13,466	3,009	1,371	187,311
セグメント利益又は損失()	5,427	5,460	495	329	1,664	9,056

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、立体駐車装置事業を含んでおりません。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 1,664百万円には、セグメント間取引消去 109百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 1,554百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	107,188	86,916	16,026	-	210,130
セグメント間の内部売上高 又は振替高	147	861	61	1,071	-
計	107,336	87,778	16,088	1,071	210,130
セグメント利益	8,543	5,479	357	1,611	12,768

(注)1 セグメント利益の調整額 1,611百万円には、セグメント間取引消去0百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 1,612百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 前連結会計年度において(株)扶桑エンジニアリングの所有株式を売却したことにより、「その他」の区分に該当する事業セグメントはありません。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「不動産管理事業」セグメントにおいて、平成24年4月11日付で(株)グランドアメニティの株式を取得したことにより、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間においては1,510百万円でありませ

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	19円57銭	17円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	8,651	7,916
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	8,651	7,916
普通株式の期中平均株式数 (株)	441,954,450	441,951,297
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円16銭	9円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	409,581,563	409,581,563
(うち、優先株式)	(409,581,563)	(409,581,563)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。